

災害防止 6月は土砂災害防止月間

市内には土砂災害危険箇所が1250カ所ありますが、そのうち大きな被害が予想される箇所が、約210カ所あります。

このうち、県では「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、19年4月から21年4月までに一関大東・東山地域の88カ所を土砂災害警戒・特別警戒区域に指定しています。

指定状況などは、県のホームページ「岩手県防災情報ポータル」<http://www.pref.iwate.jp/%E6%B9%A5/%E6%B9%A5/>をご覧ください。または各支所建設課に照会ください。

さい。

土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害発生のおそれがある区域として県が指定するもので、▽土砂災害警戒区域(土砂災害の恐れがある区域)▽土砂災害特別警戒区域(建物破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域)に区分されます。

これらの指定を受けた区域では、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備が図られることとなります。また、土砂災害特別警戒区域では、次のような規制を受けることとなります。

特定の開発行為は許可制に

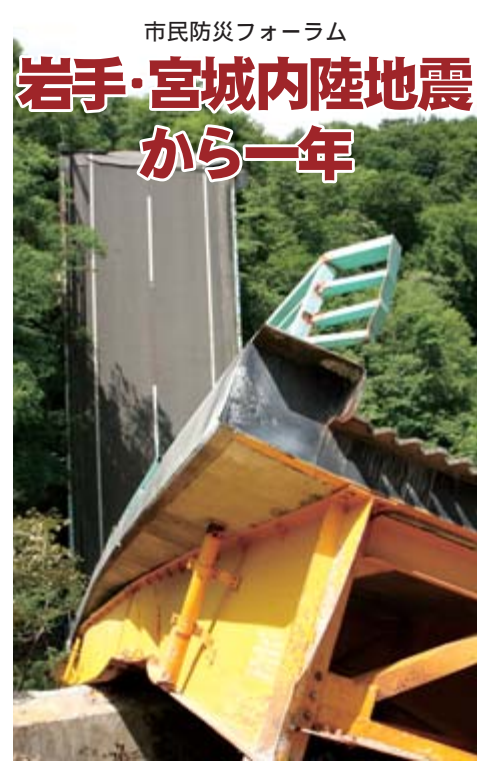
特別区域内の住宅や社会福祉施設・医療施設など、建築を行うための開発行為には、県知事の許可が必要です。

建築物の構造規制など

想定される衝撃に対して建築物が安全かどうか、建築確認で審査が行われます。また、著しい損傷が生じる恐れのある建築物の所有者は、移転などの勧告を受け、対応する必要があります(資金融資などの支援制度があります)。

問い合わせ先

県南広域振興局一関総合支局 土木部 ☎1418
同千厩土木センター ☎4971
本庁維持課 ☎8523



市民防災フォーラム 岩手・宮城内陸地震から一年

昨年6月14日、当地方を襲った地震から1年。岩手・宮城内陸地震を振り返り、行政・地域・マスコミ・住民などの役割について考えます。

日時：6月14日(日)13時30分
会場：一関文化センター大ホール
内容：「基調講演」齋藤徳美岩手大副学長「岩手・宮城内陸地震から何を学ぶか」

「パネルディスカッション」岩手・宮城内陸地震を振り返る「自助・共助・公助のあり方について」コーディネーター 齋藤岩手大副学長、パネリスト6人(佐藤勝雄前敵美18区区长、箱石勝守市消防団一関第4分団2部長、岩手放送報道部・宿輪智浩さん、坂本紀夫副市長、青木俊明県南

広域振興局一関総合支局長、山本聡岩手河川国道事務所長

岩手・宮城内陸地震関連パネル展

「岩手・宮城内陸地震から1年」一関市内の被災と復旧状況をテーマに3カ所で行います。

会場・日時：1ノ関駅東口市民交流センター1階待合ロビー・6月1日(日)13時～17時30分、2ノ関文化センター1小ホール・6月14日(日)12時～17時、3ノ市役所本庁1階ロビー・6月15日(月)30日(火)(土以外)8時30分～17時15分

問い合わせ先 本庁維持課 ☎8523

土砂災害から身を守るために

土砂災害警戒情報に注意

土砂災害警戒情報は大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、市町村長が住民への避難勧告などを適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難の判断にも参考になるように、都道府県砂防部局と気象庁が共同で発表する情報です。土砂災害警戒情報に基づき避難をしましょう。

危険を感じたら早めの避難を

- 1 避難の道順を決めておく
避難する道に危険な場所がないか日ごろから調べておきましょう。
- 2 危険箇所を調べておこう
危険箇所図は一関総合支局土木部や同千厩土木センター、市役所などで見ることができます。日ごろからどこが危険か、避難場所はどこか、確認しておきましょう。
- 3 60歳以上は早めに避難させよう
犠牲者の半数以上を占めるのは高齢者など災害時要援護者。移動時間を考えて早めの避難を。
- 4 防災無線や広報車の呼びかけに注意しよう
強い雨や長雨の時などは、市の広報車の呼びかけなどに注意しましょう。

裁判員制度

市民の視点で司法に参加



盛岡地方裁判所の裁判員裁判用の法廷

と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを決める制度です。裁判員制度では、裁判に国民の視点や感覚が反映されるため、裁判に対する理解がより深まり、身近に感じられ、司法への信頼が高まることが期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランスなど世界の国々で広く行われています。

県内の対象事件は22件程度

裁判員が参加する裁判は、県内では盛岡市の盛岡地方裁判所で行われます。対象事件は、県内全事件577件(平成19年)の約

4割、1年間で22件程度の見込みです。20年秋、県内で裁判員候補者名簿に記載された人数は1800人で、このうち一関市民は161人です。市の有権者数の10万1132人(20年9月2日時点)について、約628人に一人の割合で記載されたこととなります。

裁判員制度に関するQ&A

Q2 裁判員になったら、日当や交通費はもらえますか？

A 裁判員や裁判員候補者になつて裁判所に行く、旅費(交通費)と1日1万円以内の

Q3 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？

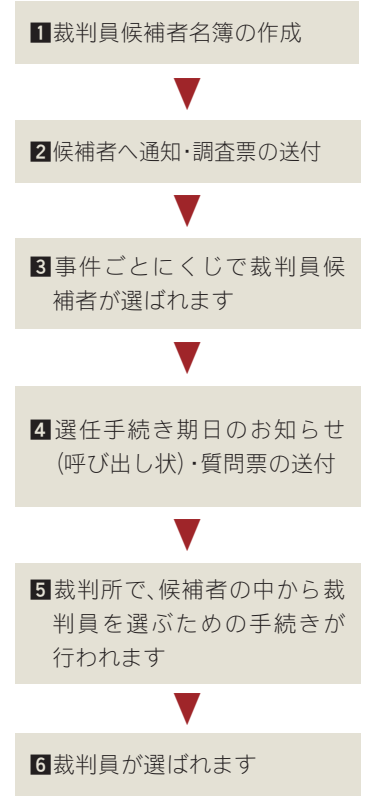
A 「仕事が忙しい」というだけでは辞退できませんが、とても重要な仕事があり、自分でそれを処理しなければいけない人には、宿泊費も支払われ、辞退することができます。辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、裁判員として参加することが事業にどのくらい影響があるかなどを考慮することになります。

Q4 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれませんか？

A 事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件は、裁判官のみで審理することになっています。不安や危険を感じるような事態が生じた場合は、すぐ裁判所に相談してください。

Q1 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A 毎年1回、20歳以上の選挙権を有する人の中から、くじで翌年の裁判員候補者が選ばれます。裁判員は、この候補者名簿の中から、一つの事件ごとに裁判所の選任手続きにより選ばれます。



◎問い合わせ先 盛岡地方裁判所総務課庶務係 ☎019(622)3165 同一関支部 ☎4148

広報5月15日号の訂正

広報5月15日号7ページに掲載した「公的年金から個人住民税の特別徴収が始まります」の記事中「納め方の例」で、記載誤りがありましたので訂正します。

正しくは、左表のとおり(訂正部分は太字の青字となります)。

■給与所得と年金所得がある場合		改正後
均等割額	改正前 給与からの特別徴収	給与からの特別徴収
給与分の所得割額		
公的年金分の所得割額		年金からの特別徴収

◎問い合わせ先 本庁税務課市民税係